

市税等の納付は口座振替をご利用ください

市税等の納付については、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に納付されます。金融機関等に出向く手間がかからず、納め忘れの心配もありません。

○口座振替できる税金等

- 市・県民税(普通徴収) ●固定資産税 ●軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収) ●介護保険料(普通徴収) ●後期高齢者医療保険料(普通徴収)

○口座振替日

各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、納期限が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申込みをした月の翌月の納期分からです。

○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申込みいただけます。

- 常陽銀行 ●筑波銀行 ●茨城県信用組合 ●東日本銀行
- 常陸農業協同組合 各支店 ●水戸信用金庫 ●烏山信用金庫 ●中央労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局

※固定資産税の全期前納報奨金は、令和3年度から廃止になりました。

全期前納の支払い方法は継続されますが、報奨金はありません。

全期前納から期別振替に変更する場合は、口座振替依頼書による変更手続きが必要です。

※口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。

※市役所・各支所ではお申込みできません。金融機関にお申込みください。

○申込みの際に必要なもの

- 通帳等口座番号がわかるもの ●通帳の届出印 ●納税通知書(納付書)

◆◆◆市税等は納期限内に納付しましょう◆◆◆

問 本庁 税務徴収課徴収推進 G ☎52-1111 内線237・238

山支 総合窓口・地域振興 G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興 G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興 G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興 G ☎55-2111

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

申請期限は令和4年2月28日(月)までとなっておりますので、該当すると思われる方は期限内に申請をお願いします。

※本給付金は、令和3年12月末より順次支給している「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」とは別途になりますのでご注意ください。

申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。提出された申請書の内容を審査し、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

詳しくは右記QRコードからホームページをご確認ください。



[QRコード]

問 本庁 こども課こども G ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興 G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興 G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興 G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興 G ☎55-2111